

令和6年4月1日付改定分

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
A6	1111	通所型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1			1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス 1 1 日割		1798単位	日割の場合÷30.4日	59 単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス 1 2		事業対象者・要支援 2			3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス 1 2 日割		3621単位	日割の場合÷30.4日	119 単位	119	1日につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	イ 1 週当た りの標準的な 回数を定める 場合	事業対象者・要支援 1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合÷30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			事業対象者・要支援 2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合÷30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画 未策定減算	イ 1 週当た りの標準的な 回数を定める 場合	事業対象者・要支援 1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合÷30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2			事業対象者・要支援 2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合÷30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算				1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算				1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2		752 単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合					47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算		100	1月につき	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算					225 単位加算	225	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算					240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算					50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算					200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算					480 単位加算	480	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480 単位加算	480		
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480 単位加算	480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3			栄養改善及び口腔機能向上		480 単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上, 栄養改善及び口腔機能向上		700 単位加算	700		
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算					120 単位加算	120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体 制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1		88 単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2		176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体 制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1		72 単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援 2		144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体 制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1		24 単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2		48 単位加算	48		

令和6年4月1日付改定分

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/ 1000	加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/ 1000	加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/ 1000	加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/ 1000	加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/ 1000	加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/ 1000			加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。